

2019 年度

すてっぷ若い世代支援事業助成金事業 募集要項

1. 目的

10代から40代までの若い世代（以下「若い世代」）の支援を目的に実施する事業、もしくは若い世代が実施する事業に対して、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（指定管理者：一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団）（以下「すてっぷ」）が経費の一部を助成することを通して、第2次豊中市男女共同参画計画の推進をめざします。

2. 助成対象

男女共同参画社会づくりに寄与することを目的とする、2019年8月1日（木）から2020年2月29日（土）までに実施の講座、シンポジウム、写真・映像・発行物等の制作、演劇、交流活動等で、次の各要件をすべて満たすものです。

- 1) 第2次豊中市男女共同参画計画の推進をめざすものであること。
- 2) 若い世代の支援につながるものであること。もしくは若い世代が実施する事業であること。
- 3) 事業の成果が広く地域社会に還元されるものであること。
- 4) 事業の実施が実現可能なものであること。
- 5) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的としたり、政治的立場を明確に打ち出す内容でないこと。
- 6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者の教化育成をすることを主たる目的とする内容でないこと。
- 7) 営利を目的としない内容であること。
- 8) 原則、すてっぷを会場とするものであること。
- 9) 前各号に掲げるもののほか、助成対象として適当でないと判断される内容でないこと。

3. 助成期間

助成の決定から、事業報告書の提出までとします。

事業の広報や実施の各段階で採択された事業の趣旨に沿っていることにご留意ください。

4. 応募資格

以下の要件を2つとも満たす団体。ただし、本事業を広く各団体に利用いただくため、応募は1団体につき1事業とします。

- 1) 豊中市を活動拠点としているグループ・団体であること。
- 2) 2019年度の市民活動ビギナーズ講座に、団体メンバー1人以上の参加実績があること。【2019年5月24日（金）・25日（土）実施のいずれか1回に参加】

5. 助成内容

- 1) 助成金額 1事業につき3万円を上限に助成。総額15万円。

講師謝金、講師交通費、講師宿泊費、印刷代、コピー代、通信費、消耗品費は経費になります。

ただし、以下は助成対象に含まれません。

- ①グループ・団体の維持管理経費（グループ・団体のメンバーの人件費や交通費）
- ②自ら負担すべき性質を有する経費
- 2) 事業実施時のとよなか男女共同参画推進センターすてっぷ施設設備使用料及び備品使用料
- 3) 事業実施時の一時保育謝礼（一部保護者負担）

6. 募集要項・助成金事業申込書の配付

すてっぷ受付にて、配布。もしくはホームページからダウンロードすることもできます。
<http://www.toyonaka-step.jp/>

7. 申込み受付期間

2019年5月24日（金）から6月8日（土）15時まで、すてっぷ（講座担当）の窓口へ申込書を提出してください。窓口（祝日・休館日の水曜日を除く）、郵送、メールにて受付。【締切日時必着】

8. 審査

- 1) 審査はすてっぷ若い世代支援事業助成金事業審査委員による審査会で行います。審査対象は応募書類と応募団体によるプレゼンテーションです。
- 2) 応募団体による事業のプレゼンテーションは、2019年6月14日（金）18時30分から実施します。所要時間は、1団体10分程度です。時間は代表者に文書で通知します。プレゼンテーション不参加の団体は、審査対象外となりますので必ずご出席ください。

9. 審査基準

- 1) 視点・啓発性…男女共同参画やジェンダーの視点に立った企画であり、啓発が期待できるか。
- 2) 独自性…事業の企画や主旨について、独自の発想がみられるか。もしくは新しい取り組みであるか。
- 3) 還元性…事業の成果が広く地域に還元されるか。若い世代の育成につながるか。もしくは若い世代の主体的な活動であるか。
- 4) 確実性…申請された内容での実施が確実に見込まれる計画であるか。
- 5) 発展性…事業実施を通じて今後の活動の進展が期待できるか。

10. 助成の採否の決定

すてっぷ若い世代支援事業助成金事業審査会の審査を経て、助成の採否を決定し、2019年7月上旬に代表者に文書で通知します。

11. 助成の方法等

1) 助成金の交付

助成金は、採否が決定した時に半額を、残りの半額は事業実施報告書の提出後、すてっぷにおいて書類の確認が完了次第、交付します。

万一、事業が実施できなくなった場合は、すでに交付している助成金は返還いただきます。

2) 助成金事業実施時の会場

事業実施の会場は、採用決定後に団体からの連絡を受けて確定します。

3) 一時保育

一時保育者の手配と謝礼金の支払は、すてっぷが行います。

4) 事業内容についての確認

申請の企画内容通りに事業が行われているか、団体に対してすてっぷが確認や助言をすることがあります。

12. 申請内容の変更

助成申請の企画内容（日程や実施回数、収支予算、構成、予定の講師、定員等）をやむを得ず変更する場合は、あらかじめすてっぷにその旨連絡し、変更届を提出ください。変更を認めるかどうかを決定し、すてっぷより文書で通知します。

13. 助成金の取り消しおよび返還

許可なく申請の企画内容を変更した場合、採用の取り消しや助成金の返還を求めることがあります。

14. 助成金事業の広報活動

- 1) 事業実施にあたっては、団体が主体的に広報PRを行ってください。
- 2) チラシは印刷前に見本をすてっぷへ提出して確認を得てください。
- 3) 市内公共施設へのチラシの発送に関しては、団体からの希望があり、かつ内容が所定の要件を満たしていれば、すてっぷが行います。

15. 事業実施に関する報告

- 1) 事業終了日から2カ月以内に、事業実施に関する報告として所定の様式で書類を提出してください。
ただし、2020年1月14日（火）以降の実施事業については、2020年3月13日（金）15時を提出期限とします。

＜提出物＞

- ・事業実施報告書（様式あり）
 - ・活動の実施状況等を記録した写真
 - ・会計報告書（様式あり）
 - ・支払いに関する証拠書類（対象助成金事業の経費全額について必要、コピー可）
 - ・作成した印刷物や助成事業であることを公表した証拠書類（チラシ・配布資料等、各2部）
- 2) 提出された事業実施報告書は、「2019年度 すてっぷ若い世代支援事業助成金事業まとめ」としてすてっぷがとりまとめ、すてっぷ情報ライブラリーで閲覧に供します。
 - 3) 助成金事業報告会（2020年3月頃実施予定）にて実施事業の結果を報告してください。

16. その他

- 1) すてっぷ主催事業広報への協力
事業の開始前もしくは終了後に、すてっぷ事業の広報への協力を依頼することがあります。
- 2) 助成金による制作物について
助成金による制作物の著作権に関しては、グループ・団体とすてっぷ間で個別に取り決めとなります。

17. 申込み・問合せ先

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ <指定管理者：一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団>

事業グループ 講座担当（水曜・祝日を除く9時～17時30分）

〒560-0027 大阪府豊中市玉井町1-1-1-501号

電話番号 06-6844-9773

メール kouza@toyonaka-step.jp